

大阪市告示第1244号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により指定緊急避難場所の指定及び指定避難所の指定を行い、同法第49条の6第1項の規定により指定緊急避難場所の指定の取消しを行ったので、同法第49条の4第3項、第49条の6第2項及び第49条の7第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6年9月13日

大阪市長 横山英幸

〔指定〕

指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
大阪市下水道科学館	此花区高見1丁目2番53号
LIXIL ONEビル	住之江区南港北1丁目7番62号

指定避難所（災害時避難所）

施設名	所在地
エール学園ICT校	浪速区恵美須西3丁目13番14号

〔取消し〕

指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
株式会社イシハラ	福島区海老江3丁目21番10号
天保山テキサスビル	港区港晴2丁目9番21号
ホテルオークス新大阪	淀川区西中島1丁目11番34号
メルパルク大阪	淀川区宮原4丁目2番1号
キコーナ鶴見店	鶴見区放出東1丁目2番27号

指定緊急避難場所（一時避難場所）

コミュニティ広場	西成区南津守2丁目1番
----------	-------------

（危機管理室危機管理課）